

舗装状態監視支援業務要求水準書

令和 8 年10月

兵庫県東播磨県民局

加古川土木事務所

1. 総則

1.1 要求水準書の目的

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所（以下「土木事務所」という）が管理する国道並びに県道の舗装状態監視支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、本事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的として、事業者が本事業を実施するにあたり、満たすべき水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

1.2 事業者が提案した事業計画

事業者が提案した事業計画の内容のうち、要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として扱うものとする。

1.3 要求水準書の変更

土木事務所は、別途契約の定めに基づき、事業期間中に要求水準の変更を行うことがある。

1.4 要求水準書の規定の取扱い

- ①要求水準書又は、関係法令並びに適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、土木事務所がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
- ②要求水準書において、参考として示す内容については、要求水準に基づく業務の実施方法の一例を示すものであり、実際の業務の実施方法については、当該参考に関わらず、事業者が要求水準を満たすよう計画するものとする。
- ③要求水準書において、設定条件として示す内容については、事業者が要求水準を満たすよう事業計画を策定する際の前提となる条件として示すものであり、事業期間中の社会経済情勢の変化、技術革新等により当該設定条件に変更が生じた場合は、必要に応じて、要求水準の変更について協議するものとする。

1.5 法令並びに適用基準等

- ①本事業の実施にあたっては、関係法令並びに適用基準等を適用する。なお、事業契約の締結までの間に改定があった場合には、原則として改定されたものを適用することとする。また、事業契約の締結後の改定については、その適用について土木事務所と協議するものとする。
- ②適用基準等の解釈については、法令並びに適用基準等の刊行物を参照するものとする。
- ③要求水準書と適用基準等の間に相違がある場合は、要求水準書を優先するものとする。

1.6 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、土木事務所の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

1.7 業務の監視

土木事務所は、事業者が契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。

1.8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ②前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により国に報告すること。
- ③前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、土木事務所と協議を行うこと。

2. 事業の目的及び計画条件

2.1事業の目的

舗装の維持管理については、日々の道路パトロールや職員により目視点検を主体とした点検・状態把握を行ってきたが、点検結果のとりまとめなどの業務量が増える一方で職員数が低下し、職員一人一人への業務負担が大きい状況が生まれつつある。

また、舗装の損傷状況を客観的に示す指標も少なく、職員の経験によるところが大きい。

このような状況において、舗装の更新期間を延ばすために、損傷の初期段階における早期補修を行うため、ビッグデータやAI技術を活用して職員が実施する点検を支援することを目的とする。

2.2事業の範囲

本事業の範囲は、土木事務所が管理する国道並びに県道の舗装路面を対象とする。

なお、事業者は、何れかを一括して応募者を除く第三者に委託することはできないものとする。

加古川土木事務所が管理する道路・橋りょうの延長等

		一般国道	県道			合計
			主要	一般	計	
路線数		2	10	44	54	56
延長 (m)		49,850	73,944	217,024	290,968	340,818
橋りょう	延長	3,590	8,275	6,470	14,745	18,335
	橋数	40	120	185	305	345

2.3 業務実績等

- ・国や地方自治体（県、市町村を問わない）において、令和5年4月～令和8年9月の間で参加事業者が今回提案するシステムと同等の施工実績（契約額5,000千円（税抜き）以上）を3件以上有すること。
- ・提出事例には、令和8年9月時点で実施されている実績から優先して記載すること。
- ・実績が無い場合、ないしは3件に満たない場合、国や地方自治体において試行（有償・無償を問わない）した実績を次のとおり代えることができる。（契約実績が0件の場合、試行5件、契約実績が1件の場合、試行3件、契約実績が2件の場合、試行2件）
- ・実績は、参加事業者名の契約書の写しを提出すること。試行の場合、国や自治体からの指示書、協議書等、実施したことを証する書類を提出すること。
- ・実績、試行に関わらず、相手方の国や地方自治体に内容等を問い合わせる場合がある。

2.4 路面状況監視支援業務に求める要件

提案する支援業務は、以下の要件を有するものであることを求める

（1）基本機能

①路面損傷の検出

- ・ポットホール、ひび割れ（亀甲割れ、縦、横）、轍ぼれ、異常振動 を検出し、損傷レベルを判定できること。損傷レベルは、土木事務所の指示により設定可能なこと。
- ・1つの損傷を複数個所として判定しないこと。
- ・1つの損傷個所に近接した損傷（損傷項目を問わない）がある場合も検知すること

②データ等

- ・解析に使用するデータは動画を原則とする。（静止画による補完は可とする。）
- ・解析に使用するデータは、特定の時間帯や調査実施日時等に限定されないこと。
- ・損傷を判定した箇所を含む動画データを6か月以上保存できること。
- ・確実な解析データが取得可能であることを証するため、令和7年4月～令和8年3月までの間で参加事業者が任意に選ぶ3カ月毎の1か月間に1回以上のデータが取得可能な路線延長が対象路線延長の95%以上であること。但し、東播磨道、国道250号明姫幹線、国道2号については、3カ月毎の1か月のうち、2週間で1000回以上の分析可能なデータがあること。（解析処理するデータ数ではない）

③解析頻度

- ・東播磨道、国道2号明姫幹線、国道2号は、1週間以内、その他の路線については、2週間以内に1度以上、損傷を判定すること

④定点観測機能

- ・土木事務所職員が指定する箇所（損傷の有無を問わない）の画像データを契約期間中、累積保存し、比較表示できること。（定点数は、300点までとする。）

⑤レポート・集計機能等

- ・損傷箇所毎の位置情報、位置図、損傷状況の写真等を帳票（任意）で出力可能なこと。
- ・検知した全損傷箇所を位置情状、損傷判定等を一覧集計で出力可能なこと。
- ・損傷箇所について、個別に措置状況や土木事務所職員の判断を入力でき、その結果を帳票 や集計に反映可能であること

⑥通知機能

- ・新たに損傷を検知した場合（前回の損傷判定から損傷が進んだ場合も含む）、検知から48時間以内にメールにより登録職員に通知すること

⑦その他

- ・土木事務所等に新たなサーバーを必要とせず、土木事務所管理のパソコンにソフトのインストールを必要としないこと。

(2) 付加機能（参加事業者の自由提案）

(1) 基本機能以外に道路管理を支援するために検知可能な情報を1つ以上提案すること